

広島県告示第四百五十七号

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成十六年広島県規則第四十七号）第五条第二項の規定によって、福山港及び尾道糸崎港における小型船舶特定係留施設の管理を行う指定管理者から、次のとおり変更の届出があった。

平成二十八年七月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 指定管理者の名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地

1 名称及び代表者の氏名

福山地域ボートパーク運営共同企業体

代表者 シダソクス大新東ヒューマンサービス株式会社

代表取締役 関口 昌太朗

2 主たる事務所の所在地

福山市新涯町二丁目二三番一号

二 変更事項及び内容

1 変更事項

代表者及び主たる事務所の所在地

2 変更内容

		変	更	前
変更年月日	白田 豊彦 広島市中区堀川町三番五号	関口 昌太朗 福山市新涯町二丁目二三番一号	変	更
			後	

三 変更年月日

平成二十八年四月一日